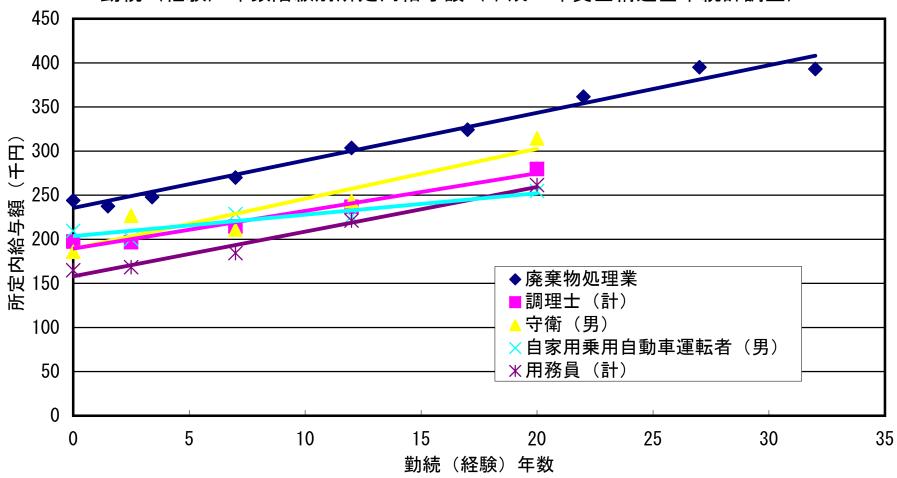
勤続(経験)年数階級別所定内給与額(平成19年賃金構造基本統計調査)



● 廃棄物処理業にあっては、勤続年数。「0年」を0年、「1~2年」を1.5年、「3~4年」を3.5年、「10~14年」を12年、「15~19年」を17年、「20~24年」を22年、「25~29年」を27年、「30年以上」を32年としてプロットしている。調理士(計)、守衛(男)、自家用乗用自動車運転者(男)、用務員(計)にあっては経験年数。「1~4年」を3.5年、「15年以上」を20年としてプロットしている以外は、廃棄物処理業の勤続年数と同様にプロットしている。